

**令和７年度　福岡市新規創業促進補助金のご案内**

**会社の登記が「０円」で可能です！**

新たにチャレンジする方々を後押しするため、国の**特定創業支援等事業**（※）を

活用し、下記の期間内に登録免許税の半額軽減を受けて、初めて会社を設立した方に

対し、残りの半額相当額を支援します！

**■補助金額**

令和７年４月１日

～　令和８年３月３１日（先着順）

株式会社設立の場合：**75,000円**

合同会社設立の場合：**30,000円**

**■申請受付期間**

**詳細は　福岡市ホームページ　をご覧ください**



 福岡市 新規創業促進補助金 　検索

【通常時の登録免許税支払額（例）】

**福岡市ホームページ**

**「令和７年度新規創業促進補助金」**

**■福岡市新規創業促進補助金を受けるメリット**

※株式会社の最低税額は資本金約2,100万円以下の場合です。

|  |  |
| --- | --- |
| **株式会社設立** | **合同会社設立** |
| **登録免許税半額軽減****＋　75,000円の交付** | **登録免許税半額軽減****＋　３0,000円の交付** |
| 登録免許税実質負担**０円**（※最低税額の場合） | 登録免許税実質負担**０円**（※最低税額の場合） |

※合同会社の最低税額は資本金約850万円以下の場合です。

**【申請上の注意事項】**

**● 補助金の交付は　申請受付順 です。**

**● 法人登記「前」に補助金申請　が必要です。**

**法人登記「後」の申請は、補助金の対象となりません。**

* **特定創業支援等事業とは**

特定創業支援等事業とは、創業に必要な４つの知識（経営、財務、販路拡大、人材育成）について約１か月かけて学んで頂いた方は、登録免許税の軽減など様々なメリットを受けることができる

国の制度です。詳細は、福岡市ホームページにてご確認ください。



**福岡市ホームページ**

**「特定創業支援等事業」**

 福岡市 特定創業支援等事業 　検索

|  |  |
| --- | --- |
| **チェック** | **要件** |
| **□** | 事業を営んでいない個人、あるいは開業届の提出日から５年を経過していない個人事業主。 |
| **□** | 福岡市より**特定創業支援等事業の受講の証明を受けた**方。 |
| **□** | 令和７年４月１日以降に、福岡市の**特定創業支援等事業の証明書を活用し登録免許税半額軽減を受け**て新たに会社を設立する方。 |
| **□** | 新たに設立する会社の本社が福岡市内の方。 |
| **□** | 新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がない方。 |
| **□** | 暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方。 |
| **□** | 福岡市の市税を滞納していない方。 |
| **□** | 法人登記当日までに本補助金の申請を行った方。 |

**■補助対象者（**補助金を受けるためには，**下記のすべて**の要件を満たす必要があります。**）**

※詳細については，福岡市新規創業促進補助金のHPをご確認ください。

※予算に限りがありますので，申請受付は募集期間内・予算内で先着順となります。

**■注意事項**

〇国の**特定創業支援等事業**を活用して登録免許税の半額軽減を受け，法人登記をおこなった方が対象となります。

〇申請は，郵送又は窓口で受け付けます。

**お問い合わせ・申請先**

**092−711−4455**

（受付時間：午前９時〜午後５時　土休日除く）

  

〇申請及び実績報告は、**メール及び郵送、窓口**で受け付けます。

〇実績報告の締切は、**登記終了後、６０日以内またはR８年３月３１日のいずれか早い日まで（必着）**となります。

　締切までの報告がない場合、補助金の交付決定を取り消します。

〇予算に限りがありますので、申請受付は 募集期間内・予算内で先着順となります。

会社設立が具体的に決まりましたらお早めに申請ください。

〇申請内容（住所、氏名、電話番号、登記予定日等）に変更がある場合はすみやかに報告してください。登記予定日については30日以上前後する場合に限り報告が必要であり、**登記予定日から60日以内**に報告がなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなし、交付を**取り消し**ます。

①　福岡市新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式第１号）

②　照会用名簿（様式第2号）

**■注意事項**

①　福岡市新規創業促進補助金補助対象事業実績報告書（様式第６号）

②　履歴事項全部証明書のコピー（福岡市法務局から発行されます）

③　登録免許税のお支払い実績がわかる書類のコピー（領収書等）

　　※登録免許税を創業者の方以外がお支払いになる場合、別途、

「委任状（指定様式）」の提出が必要になります。

**■法人登記「後」の実績報告に必要な書類**

**申請関係書類は**

**福岡市ホームページから**

**ダウンロードできます。**



**福岡市ホームページ**

**「令和７年度新規創業促進補助金」**

**■法人登記手続き「前」の補助金申請に必要な書類**

（受付時間：平日９時～12時、平日13時～17時）



**お問い合わせ・申請先**

**092−711−4455**

**福岡市役所　創業支援課**

**〒810-8620**

**福岡市中央区天神１丁目８−１**

**福岡市役所本庁舎14階**

**shinkisougyou@city.fukuoka.lg.jp**

クリック！